

平成 29 年 8 月 1 日

【照会先】

医薬・生活衛生局医薬安全対策課

安全使用推進室

室長 上野 清美 (内線 2755)

専門官 岩瀬 怜 (内線 2751)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2435

報道関係者 各位

家庭用電気マッサージ器の不適正な使用により 死亡事故が発生しています

家庭用電気マッサージ器のローラー部の布カバーを外して使用したことにより、衣服がローラー部に巻き込まれ、窒息死した事故が発生しました。本日、別添1のとおり、当該医療機器の製造販売業者である株式会社の的場電機製作所から、事故の発生を受けて製品の使用中止のお願いが発表されましたので、お知らせします。

今回の事故と同様に、家庭用電気マッサージ器の布カバーを外した状態での使用による窒息死事故は、過去にも的場電機製作所の製品で5件発生しています。本製品を使用している方は、直ちに使用を中止し、的場電機製作所にご連絡下さい（連絡先：フリーダイヤル 0120-01-2251、受付時間：平日 9時から17時まで）。また、家庭用電気マッサージ器は、カバーを外したり、破れた状態では、絶対に使用しないで下さい。

本製品は一般消費者が使用するものであり、広く注意喚起するため、報道各社においても、情報提供の協力をお願いします。

【参考写真（的場電機製作所提供）】

事故の原因となった製品：シェイプアップローラーⅡ（販売期間：昭和63年～平成8年）



(カバーをつけた状態)



(カバーを外した状態)

- 別添 1 平成 29 年 8 月 1 日付け株式会社の場電機製作所による公表資料
- 別添 2 厚生労働省ホームページ
(家庭用電気マッサージ器の正しい使用について (注意喚起))

平成 29 年 8 月 1 日

家庭用ローラー式電気マッサージ器の使用中止のお願い

株式会社 的場電機製作所

弊社が平成 2 年に製造いたしました、家庭用ローラー式電気マッサージ器「シェイプアップローラーⅡ」を、布カバーを外した誤った使い方により、衣服が巻き込まれ窒息死する事故が発生いたしました。

亡くなられた方とご遺族の皆様に対しまして心より深くお悔やみを申し上げます。

弊社としては、社告やホームページ等を通じて、全国のご愛用者の皆様に、誤った使い方をすると死亡や重傷を負う可能性がありますので、改めて使用を中止して弊社までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

このマッサージ器は過去にも同様な事故が発生しており、平成 20 年 12 月と平成 24 年 5 月に、厚生労働省の記者クラブで記者会見を行い、報道関係の皆様のお力をお借りして「カバーを外したり、破れた状態で絶対に使用しないで下さい」との「注意喚起」を広く行い、また業界団体の(一社)日本ホームヘルス機器協会様にも「注意喚起」等のご協力をお願いして参りました。

しかし、平成 26 年 5 月にはそうした声も届かず、同様な死亡事故が起きてしまいました。弊社では、対象機種については今後の使用を中止して頂くようご案内して参りました。

この間、テレビや新聞でも健康機の誤使用による危険性を扱った特集等も報道して頂きました。

対象製品は製造終了より 20 年以上経過し、販売会社も既にないことでご使用者様を特定することは困難であります。今後はさらに広く多くの方に知って頂くため、報道関係の方々にお力をお借りするとともに、全国都道府県、市区町村様の広報活動や地域コミュニティの場での掲示等をお願いして参りたいと思います。重ねてお客様には該当製品にたいする「使用中止」のお願いと、より安全にご使用できる現行製品へお取替え頂くようお願い申し上げます。

記

1) 対象商品名

(商 品 名)	(型 式)
① アルビシェイプアップローラー	
② シェイプアップローラーⅡ	SR-5118

2) 発生事故の概要

- ・平成 29 年 7 月 26 日 北海道斜里町で 70 代の女性死亡
- ・事故発生商品：シェイプアップローラーⅡ（平成 2 年製造）
- ・事故原因：カバーのない状態で使用したため衣服を巻き込み窒息したことにより死亡

3) 過去の死亡事故

- ・平成 11 年 栃木県で 40 代の女性
 - ・平成 15 年 香川県で 60 代の女性
 - ・平成 20 年 北海道で 50 代の女性
 - ・平成 24 年 愛知県で 60 代の女性
 - ・平成 26 年 山梨県で 70 代の女性
- 事故発生商品は「アルビシェイプアップローラー」
事故原因は前項と同じ

4) お客様にお願いしたい事項

使用を中止して、弊社までご連絡ください。

5) 販売期間、販売台数

- | | | |
|------------------|---------------------|----------|
| ① アルビシェイプアップローラー | 昭和 58 年 8 月から平成 2 年 | 約 4 2 万台 |
| ② シェイプアップローラー II | 昭和 63 年 7 月から平成 8 年 | 約 3 6 万台 |

6) 販売場所

全国の百貨店、スーパー等の催事場での販売

7) 商品の特定方法

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ①アルビシェイプアップローラー | 商品本体側面に商品名を記載したラベルを貼付 |
| ②シェイプアップローラー II | 商品本体裏面に商品名を記載したラベルを貼付 |

8) 安全装置（過負荷保護装置）

- ①、② ともになし

9) 使用中止の通知方法

- ①新聞に社告を掲載して全国に使用中止の案内をいたします。
- ②弊社のホームページに使用中止のお知らせを掲載します。
- ③全国都道府県、並びに市区町村に広報やコミュニティ施設での案内、掲示等の依頼を予定しています。

10) 現在製造中の類似機種

- ①ロースーマルチリフレクサー
- ②プチローラー
- ③コンフォートウィン、コンフォートトップ、コンフォートローラ
- ④コンフォートウィン・リバーズ

現在製造中の全ての機種に安全装置が付いております。

添付資料

対象商品の確認箇所

<連絡先>

株式会社 的場電機製作所 (マトバデンキセイサクショ)

住 所 〒350-1101 埼玉県川越市的場 2627 番地 5

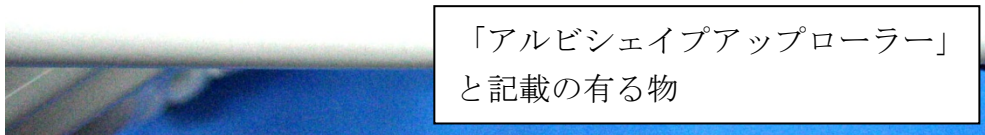
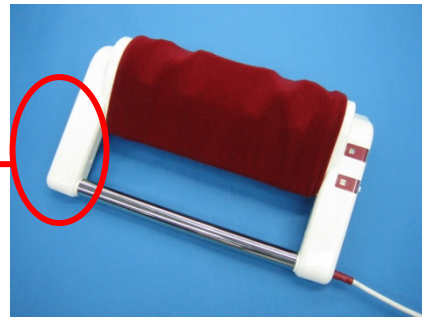
フリーダイヤル 0120-01-2251

電 話 番 号 049-231-2255(代)

(受付時間) 平日 9 時から 17 時まで (土日・祝日を除く)

販売名確認箇所

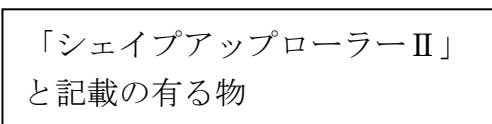
① アルビシェイプアップローラー



② シェイプアップローラーⅡ



裏側



家庭用電気マッサージ器の正しい使用について(注意喚起)

○ 家庭用電気マッサージ器のローラー部の布カバーを外して使用したことにより、衣服が機器のローラー部に巻き込まれ、窒息死した事故が発生しています。家庭用電気マッサージ器の使用にあたっては、取扱説明書等をよく読み、正しく使用してください。特に次のことにご注意ください。

◆◆カバーを外したり、破れた状態での使用は大変危険なため、絶対にしないでください◆◆

○ これまでに厚生労働省に報告された死亡報告の概要は次のとおりです。

1) 販売名:【1】アルビシェイプアップローラー、【2】シェイプアップローラーII

製造業者名:株式会社 的場電機製作所

販売期間:【1】昭和58年から平成2年(販売台数:約42万台)、【2】昭和63年7月から平成8年(販売台数:約36万台)

事故の概要:布カバーを外した状態で使用し、衣服が巻き込まれたことにより、窒息となり死亡した。

事故発生年等:平成11年栃木県、平成15年香川県、平成20年北海道各1例(平成20年12月16日公表)

平成24年愛知県1例(平成24年5月10日公表)

平成26年山梨県1例(平成26年6月23日公表)

平成29年北海道1例(平成29年8月1日公表)

[平成20年12月16日公表](#)[425KB]

[平成24年5月10日公表](#)[479KB]

[平成26年6月23日公表](#)[571KB]

[平成29年8月1日公表](#)[513KB]

※この製品については製造販売業者から使用中止のお願いが出ています。詳しくは平成29年8月1日公表資料をご覧ください。

2) 販売名:ハンディマッサージャーGM-2(愛称:もみ太くん)

製造業者名:株式会社フジ医療器

販売期間:平成7年から平成15年(販売台数:約11万台)

事故の概要:布カバーが破れた状態で使用し、マフラーが巻き込まれたことにより、窒息となり死亡した。

事故発生年等:平成22年静岡県 1例(平成22年2月5日公表)

[平成22年2月5日公表](#)[139KB]

○ その他

・上記の死亡事故があった家庭用電気マッサージ器に限らず、家庭用電気マッサージ器の誤った使用による事故の発生を防止するため、都道府県を通じ製造販売業者に対して、自主点検を指導しています。また、都道府県、消費者庁及び業界団体である一般社団法人日本ホームヘルス機器協会に対して、適正使用の呼びかけを依頼しています。

[各都道府県衛生主管部\(局\)長あて自主点検等周知依頼](#)[871KB]

・一般社団法人日本ホームヘルス機器協会「家庭用マッサージ器の適正使用のお願い」

<http://www.hapi.or.jp/caution/index.html#chirashi>

・また、平成28年1月21日に独立行政法人国民生活センターより家庭用電気マッサージ器の使用による危害について公表されました。これを受け再度、各都道府県、保健所を設置する市及び特別区の衛生主管部(局)並びに業界団体である一般社団法人日本ホームヘルス機器協会に対して、適正使用の呼びかけを依頼しています。

[各都道府県衛生主管部\(局\)長あて事務連絡](#)[71KB]

・独立行政法人国民生活センター「家庭用電気マッサージ器による危害」

■ http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160121_1.pdf

照会先

医薬・生活衛生局医薬安全対策課安全使用推進室
電話 03-5253-1111(内線2758、2751)
夜間直通 03-3595-2435



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.